



# 青葉ニュースレター

V o l . 57

2017年1月10日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている又はこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書に於ける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2802 1092      FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158      FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798      FAX: (86-20) 3878 5337

## 目次

<b>事前確認管理の規範化に関する公告</b> .....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主な内容】.....	4
【法規リンク】.....	5
<b>国家外国専門家局外国人の就業許可パイロット実施方案の通知</b> .....	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主な内容】.....	6
【法規リンク】.....	10
<b>外商投資企業の設立及び変更手続きが承認から届出へと変更</b> .....	11
【背景】.....	11
【影響】.....	11
【主な内容】.....	11
【法規リンク】.....	12
<b>国家税務局 2016 年重点サンプリング調査の通知</b> .....	13
【背景】.....	13
【影響】.....	13
【主な内容】.....	13
【法規リンク】.....	13
<b>自由貿易区の新たな一連の改革試行の複製・普及を適切に遂行することに関する通知</b> .....	14
【背景】.....	14
【影響】.....	14
【主な内容】.....	14
【法規リンク】.....	16

## 事前確認管理の規範化に関する公告

### 【背景】

国家税務総局は、2016年10月11付で『事前確認管理の規範化に関する公告』（国家税務総局公告2016年第64号）を公布した。2008年の『中華人民共和国企業所得税法』にて、価格の予約制度について規定を発表したが、2009年に『特別納税調整実施弁法（試行）』（国税発[2009]2号）にて、価格の予約制度の執行に対して詳細規定を設けた。その後、事前確認制度の管理プロセスに関して、本規定の公布を行い、意向書提出プロセスの規範化を行った。

### 【影響】

近年中国政府の移転価格税制の管理は厳格化傾向にある中で、事前確認制度が規範化され、税務リスクをコントロールすることに役立ち、企業に利便性をもたらすと考えられる。

### 【主な内容】

『特別納税調整実施弁法（試行）』（国税発[2009]2号）の第六章にて定める事前予約プロセスの規定に関して、主に下記の修正を行った。

#### 一、事前確認の受理権限に関して

税務総局にて受理する以外に、特別納税調整事項を管轄する税務局にて受理する。

#### 二、事前確認の執行プロセスを調整

今回の変更を経て、以下の6つの段階に分けられることとなった。第一段階（予備会談）、第二段階（意向の協議・締結）、第三段階（分析・評価）、第四段階（正式申請）、第五段階（協議・締結）、第六段階（実施状況の監督）

#### 三、事前確認プロセスの適応範囲の明確化

事前確認は、通常税務機関が企業に対して企業の申請意向を受け入れた旨を記載する「税務事項通知書」を送付した日が帰属する納税年度からの直近3年間にて、各年度の関連当事者間の取引金額が4,000万元以上の企業に適用される。

四、下記の状況に当てはまる場合、税務機関は意向の協議・締結を拒否できる。

- 1.税務機関がすでに企業に対して特別納税調整立案調査、又はその他税関連の調査を実施しており、案件が未解決である。
- 2.関連規定に基づき、年度関連当事者業務の台帳を記載していない。
- 3.関連規定に基づき、同期資料を作成、保管及び提供していない。
- 4.予備会談の段階で、税務局と企業が意見一致できなかった。

## 五、その他

税務機関が企業の正式申請の提出を拒否できる条件、税務機関が優先的に申請を受理する条件、事前予約プロセスの監督規定等を明確化した。

### 【法規リンク】

『事前確認管理の規範化に関する公告』(国家税務総局公告 2016 年第 64 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2292979/content.html>